

◆令和6年度制度改善内容(総合評価落札方式)

No	項 目	改善内容	理 由	適用時期
1	評価項目について『平時』と『激甚災害相当時』を区分 ※区分該当項目 「災害対応等の実績」 「災害の復旧工事の契約実績」	評価項目の設定について『平時』と『激甚災害相当時』を区分する。 なお、原則は『平時』(宇和島市に激甚災害相当の被害がない状況)の評価項目を適用し、宇和島市に激甚災害相当の被害が発生した場合にのみ『激甚災害相当時』の評価項目を適用する。 ①『平時』 「災害対応等の実績」における評価対象期間を 過去5か年度 から 過去2か年度 に短縮し、「応急対策業務」の評価内容を廃止する。 また、「災害の復旧工事の契約実績」の評価項目を廃止する。 ②『激甚災害相当時』 現行の「災害対応等の実績」及び「災害の復旧工事の契約実績」の評価項目を引き続き適用する。ただし、評価対象期間は、宇和島市の被災規模に応じて設定する。	令和5年度までは、平成30年7月豪雨災害の早期復旧を最優先とし、災害復旧に関する評価に重点を置いてきたが、復旧工事が一定進捗したことから、評価項目を見直すもの。 また、宇和島市に激甚災害相当の被害が発生した状況においては、災害復旧における宇和島市への貢献を適切に評価する必要があるため、被災規模に応じた評価対象期間を設定したうえで、現行の評価設定を引き続き適用する。	令和6年6月10日以降に入札公告を行う工事から適用
2	「ISOマネジメントシステム等の取組み」の廃止	施工計画型における評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組み」を廃止する。	施工計画型の評価対象となる市内建設業者において、ISOマネジメントシステムの理念が一定普及・浸透したと認められるため。 なお、廃止に伴い、市の等級別格付時に活用している経営事項審査(建設業法第27条の23)との重複評価の解消が図られる。	令和6年6月10日以降に入札公告を行う工事から適用
3	「災害時の事業継続力」の評価対象の拡大	現在、土木一式工事の施工計画型及び実績確認型で評価している「災害時の事業継続力」の項目について、簡易実績型まで拡大する。	令和3年度に、中小建設業者でも比較的取り組みやすくなるようBCP認定制度が見直されたことを受け、同認定制度をより一層定着させ、災害時においても地域建設業者の技術力の継続的な確保を図るため。	令和6年6月10日以降に入札公告を行う工事から適用
4	「地域貢献活動への参加実績」の評価対象範囲の変更	「地域貢献活動への参加実績」について、愛媛県の公共土木施設愛護事業(愛りバー、愛ビーチ、愛ロード)を評価対象外とする。 ただし、すでに愛媛県の活動実績(愛りバー、愛ビーチ、愛ロード)がある業者への配慮として、令和7年度までは経過措置期間として評価する。	宇和島市が取り組む活動に対する貢献を評価するため。	令和8年度制度改善項目の適用時期(予定)
5	「市内下請業者の活用」の評価における審査資料の追加	「市内下請業者の活用」について評価された場合は、追加資料として下請予定等一覧表の提出を求める。	評価された工事で評価基準を満たさなくなった場合、工事成績評定点を減点する対応となるほか、虚偽の記載を行った場合においては、入札参加資格停止を行うことがあることから、事後審査(契約前)時点において発注者(宇和島市)による確認をより厳格に行うもの。	令和6年6月10日以降に入札公告を行う工事から適用